

社会福祉法人 豊資会

豊資会ケアプランサービス



基本理念

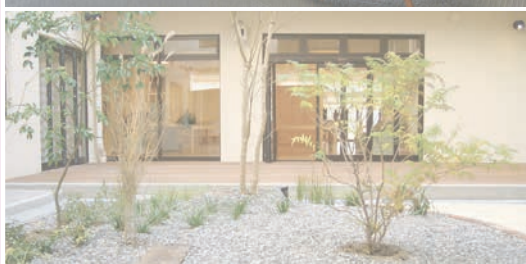
迅速・正確・気配りをモットーに
自分や家族が心から利用したい
医療・介護・福祉サービスを提供する



ケアマネージャーの仕事

- ・ケアプラン作成
- ・主治医やサービス事業者との連絡・調整
- ・定期的な状態の把握
- ・要介護認定や、更新の手続きの代行

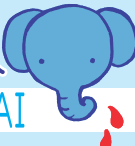
無料ですので、お気軽にご相談下さい。



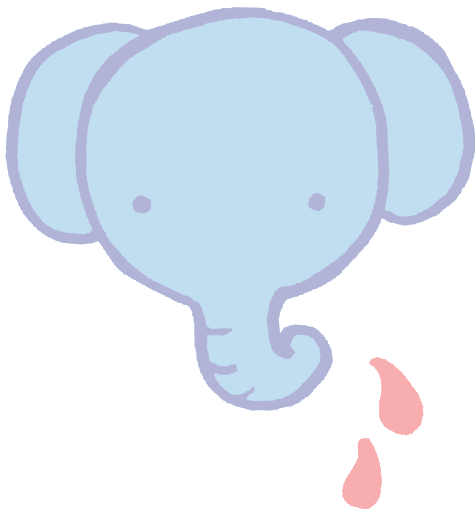
豊資会ケアプランサービスでは
ご利用者が「望む生活」をして
いく為のお手伝いを致します。



〒811-3111
福岡県古賀市花見南 1 丁目 2 番 15 号
TEL: (092) -943-7831
FAX: (092) -943-7851

医療法人
社会福祉法人  豊資会
HOUSHIKAI GROUP





社会福祉法人 豊資会

豊資会 ケアプランサービス

事業所番号 4073600290

営業日 月～土曜日（祝日含む）

サービス提供時間 午前8:30～午後5:30

連絡先：092-943-7831

申請からサービスを受けるまでの流れ

申請

本人または家族の方が市町村の介護保険窓口申請します。
申請の代行をケアマネージャーに依頼することもできます。
(委任状が必要になる場合があります。)

調査

調査員がご自宅を訪問して本人の心身、生活状況等を聞き取りにて調査します。
(主治医意見書)
市区町村の依頼でかかりつけの医師が病気のことなどを記載します。

要介護認定

一次判定：訪問調査の結果をコンピューターで判断します。
二次判定：一次判定をもとに専門家が審査します。

結果の通知

判定結果がご自宅に届きます。
要介護1～5
介護サービスがご利用できます。
※当事業所にご連絡下さい。
要支援
介護予防サービスがご利用できます。
非該当
地域支援サービスがご利用できます。
地域包括支援センターにご連絡ください。(古賀市・福津市・新宮町)

ケアプランの作成

ご利用者が「望む生活」を送ることができるようサービスを調整します。
作成したケアプランは、文書で確認します。

担当者会議の開催

ケアプランに関わる全員(ご利用者、ご家族、サービス提供事業者、ケアマネージャーなど)で方向性を確認したり、細かい取り決めを行ったりします。

サービス開始

介護保険のしくみ

40歳以上65歳未満の方

- ・加齢による病気(特定疾病)で介護が必要になったら、サービスが利用出来ます。
- ・保険証は要介護認定後に交付されます。

65歳以上の方

- ・介護が必要になったら、サービスが利用出来ます。
- ・全員に保険証が交付されます。(申請しないと利用出来ません。)

申請からサービス開始まで約1ヶ月程度の時間がかかります。
お早目の申請をお勧めします。

介護保険のことをもっと知りたい方。
介護保険を利用したい方。
そのほか、介護に関する事でお困りの事やわからない事など。

まずは私たち、 豊資会ケアプランサービスに ご連絡ください。

ご自宅に出向いてご説明いたします。
ご相談・ご説明に費用はかかりませんので、ご安心ください。
お電話でのご相談もおうかがいいたします。

主な介護サービスの内容

通所サービス

デイサービス・デイケア等

訪問サービス

訪問介護(ヘルパーが伺う)
訪問看護(看護師が伺う)等

短期入所サービス

施設に宿泊(ショートステイ)等

その他

福祉用具の購入やレンタル、ご自宅の改修等

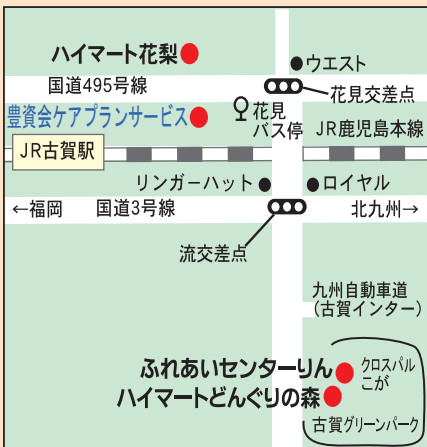
利用限度額(月単位)	要介護度	単位数区分	支給限度額
	要支援1	5,003	50,030
	要支援2	10,473	104,730
	要介護1	16,692	166,920
	要介護2	19,616	196,160
	要介護3	26,931	269,310
	要介護4	30,806	308,060
	要介護5	36,065	360,650

※1単位10円で計算しています。
地域によっては、10円を超える場合もあります。

介護保険のサービスを利用する時は、必ずご利用の事業所との契約が必要となります。

サービスの利用途中でも、ケアマネージャーやサービス事業者は変更する事ができます。

ケアプランは状態の変化等に応じ随時見直しをします。
サービス内容の変更等についてもお気軽にご相談ください。



福岡県古賀市花見南1-2-15
(加野クリニック1F)
TEL: (092)-943-7831